

令和5年度 監査計画

日南町監査基準に基づき、令和5年度に実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、この計画に定めるところにより実施する。

1 基本方針

監査等を実施するにあたっては、公正普遍の立場から、違法、不当、財務の正確性や合規性の指摘に留まらず、最少の経費で最大の効果を上げているかといった経済性、効率性、有効性の観点を重視するものとする。

また、監査等の実効性を確保するため、過年度の監査等における指摘事項についての改善状況の確認にも留意する。

2 実施予定の監査等の種類及び概要

本年度に実施する監査等の種類及び概要は、次のとおりとする。

各種監査等の有機的な連携を図り、効率的な監査を実施するものとする。

(1) 監査

①定期監査（地方自治法第199条第4項）

町の財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを重点に監査を実施する。また、特に財務に関する事務の執行については、事務書類の正確性等について審査する。

なお、監査項目のうち工事関係及び委託関係事業については、【別紙1】「監査調書(工事・委託業務)」の作成を求める。

②随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要があると認めたとき、定期監査に準じて監査を実施する。

この監査は、例月出納検査時に併せて実施する。

③行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員が必要があると認めたとき、町の事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として適時に監査を実施する。

この監査は、例月出納検査時に併せて実施する。

④財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理受託者に対して、必要に応じ、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施する。

また、所管課が当該団体等に対して、指導助言及び財政状況の確認を適切に行っているかという観点からも監査を実施する。

(2) 検査

①例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の現金の出納等について、計数が適正なものとなっているか、証拠書類も含めて検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを重点に検査を実施する。

(3) 審査

①決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

令和4年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算、またその他の関係諸表等の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理及び会計の適正性、健全性などについて、各監査や例月出納検査を活用しながら的確な審査を実施する。

なお、監査項目のうち工事関係及び委託関係事業については、【別紙1】「監査調書(工事・委託業務)」の作成を求める。

また、工事等の執行については、現地調査を行う。

②基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査を実施する。

この審査は、決算審査時に併せて実施する。

③健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正に行われているか、それらの算定の基礎となる書類が適正に作成されているかを重点に審査を実施する。

この審査は、決算審査時に併せて実施する。

(4) その他の監査

町民、議会又は町長からの請求等について、迅速かつ的確に対応し監査を実施する。

①公金の収納又は支払い事務に関する監査

(地方自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項)

②住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）

③議会の要求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）

④請願の措置としての監査（地方自治法第125条）

⑤町長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）

⑥住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

⑦町長又は公営企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査

(地方自治法第243条の2の2、地方公営企業法第34条)

3 監査実施時期等

監査等の実施時期は、別紙「令和5年度 監査実施計画（予定）」による。

4 監査等の結果及び公表

監査等の結果については、監査委員の協議を経て決定し、町長等へ提出するとともに、町ホームページを通じて町民に公表するものとする。

令和5年度 監査実施計画（予定）

- 1 例月出納検査（必要な場合、併せて随時監査・行政監査も行う。）……年間12日
（原則毎月17日に行う。ただし、その日が休日にあたる場合は、その翌日かまたは協議の上決定する。）

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 25日(火) | 17日(水) | 20日(火) | 18日(火) | 17日(木) | 19日(火) |

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 17日(火) | 17日(金) | 18日(月) | 17日(水) | 19日(月) | 18日(月) |

- 2 決算審査及び基金運用審査・健全化判断比率等審査 …… 12日間

7月20日から8月18日までの間、12日間

- 3 定期監査及び財政援助団体等監査等 …… 2回（4日間）

（会計年度9月から2月の間に行う。）

10月18日から25日までの間、2日間

2月 1日から 8日までの間、2日間